

## 意見の整理

2006年2月8日  
知的財産戦略専門調査会

本資料は、第27回の本専門調査会において専門委員から頂いた意見及びその後専門委員から頂いた意見のうち、「知的財産を活用した産学官連携の推進」及び「優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進」に関連するものを項目別に整理したものである。

### ．知的財産を活用した産学官連携の推進

#### 1．知的財産の活用

5年間で25兆円という科学技術投資を有効に生かすことが国民的な課題であり、知的財産の観点から成果が上がるように貢献していくために必要な議論をしていくべきではないか。（荒井委員）

知的財産の活用をこれからは重視していく必要がある。量から質への転換のためには、今まで以上に創造力が必要であり、早い段階から活用に関する施策を検討していく必要があるのではないか。（森下委員）

共同研究を行う体制とか、知的財産権を得る体制から、今後は成果を出す研究を共同して進める体制作りに取り組むべきではないか。（竹岡委員）

大学や公的研究機関は、自らのミッションを限定して考えるのではなく、民間企業の事業に結びつくような研究を踏み込んで行うべきではないか。（竹岡委員）

#### 2．大学知的財産本部とTLO

##### 2-1．大学知的財産本部やTLOのあり方

知的創造サイクルをどのように回すかという観点から、今後の大学知的財産本部のあり方について議論をすべきではないか。（松重委員）

知的財産本部、T L Oの自立化は非常に重要な問題であり、自立に向けてある程度の道筋を示す必要があるのではないか。(森下委員)

知的財産本部が整備されていない大学にとって、T L Oの協力は不可欠であり、広域T L Oとの連携を強化すべきではないか。(飯田委員)

産業界から見た大学、T L O評価は、企業の要求におもねっているがゆえに評価が高いという見方もでき、より適正な評価につながるよう、見直すべきではないか。(横山委員)

(参考)

(1) 経済産業省では、2004年4月の国立大学の法人化等を踏まえ、我が国の技術移転体制を抜本的に強化する上での課題を明らかにするために、T L Oを含めた今後の技術移転体制の在り方について調査・検討を行い、2005年5月に検討結果を報告書としてとりまとめた。報告書をT L O等に配布して検討結果の周知を図るとともに、検討結果を参考に一層の体制強化を呼びかけている。(経済産業省)

(2) 2005年度上半期に、大学、知的財産本部、T L Oに対する評価を行い、報告書「技術移転を巡る現状と今後の取り組みについて」を公表。(経済産業省)

## 2 - 2 . 間接経費の費用負担等

大学では、間接経費の一部を知的財産に充てることは必ずしも簡単ではなく、それを促すために、科研費等における間接経費の使途のウォッチングが必要ではないか。(松重委員)

成果を出す共同研究を進めるためには、ポスドクなどの研究スタッフの費用負担を盛り込むべきであり、企業側に共同研究費の増額について理解を求めるべきではないか。(竹岡委員)

間接経費の比率は最近高すぎる傾向にあり、研究者としては、研究費を確保するための負担が大きい。知的財産部門の財務との関係もあるが、別の仕組みを考える必要があるのではないか。(森下委員)

大学に対する特許関係費用の減免措置に関し、権利の移転や譲渡が生じた場合の減免基準を明確化すべきではないか。特にTLOや他大学等の研究者から大学への権利の移転の際に不利益が生じないように手当てが必要ではないか。(本田委員)

大学がライセンス対価として株式を取得できるようになったが、大学が適正な対価を得るといった観点や、大学発ベンチャーからみた適正な株式保有の観点を踏まえ、株式売却時の制限の一層の緩和が必要ではないか。(森下委員)

(参考)

(1) 競争的資金については、間接経費の一部を特許関連経費に充当できることを「競争的資金の間接的経費の執行に係る共通指針」において明確化した(2005年3月)。(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

(2) 産業技術力強化法第16条(特許料等の特例)(抜粋)

「特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

二 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、その大学等研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人」

(3) 「ライセンス対価としての株式取得及びその保有に係るガイドライン」(2005年3月)において、国立大学法人が知的財産権のライセンスの対価として株式を取得することが一定のルールの下で可能となった。(文部科学省)

### 2-3. 大学、TLOの人材

成果を出すための研究体制を作っていくためには、人材が重要であり、大学知的財産本部の人材面での支援を引き続き行うべきではないか。(竹岡委員)

TLOのライセンス交渉能力はまだまだ低く、そのための人材育成を進めるべきではないか。(飯田委員)

スーパーTLOによる技術移転人材の育成は、効果はあるが研修負担も大きく、対象者によってはより有効な方策もあるため、今後多様な支援をしていくべきではないか。(本田委員)

大学発ベンチャーが増え、今後は新陳代謝の時期にさしかかるが、こうした経験を積んだ者を知的財産人材として活かすようなチャンネルを整備してはどうか。(横山委員)

### 3. 利益相反

利益相反のルールを促進し、普及するとともに透明性を高めるため、公的資金による研究公募で、利益相反マネージメントに関する確認を求めているかどうか。(竹岡委員)

利益相反に関するルール整備は進められてきたが、医学分野における利益相反の場合は配慮すべき事項も多く、更なるルール整備のための取組みを進めるべきではないか。(森下委員)

知的財産のマネージメントに関しての、ミクロなデータは不足しており、今後はそれを集めて議論していくことが大切ではないか。(渡部委員)

(参考)

(1)臨床研究・臨床試験における利益相反に関するワークショップを開催(2004年8月)(文部科学省)

### 4. 共同研究と不実施補償等

共同研究の契約交渉はケースバイケースで柔軟化はしてきたが、かえって長期化し、研究者が影響を受ける場合も増えている。契約についてパターン化するなど、迅速化に取り組むべきではないか。(森下委員)

不実施補償については、大学側が柔軟になってきているが、企業側が硬直  
な場合もあり、さらに契約の柔軟化や迅速化を進めるべきではないか。  
(飯田委員)

特許法73条によれば、企業側が防衛目的で特許発明を実施しない場合、  
大学側が他企業に実施権を与えることができず、研究資金の回収も困難  
になる。法律改正は問題があるとしても、改善のための検討が必要では  
ないか。(飯田委員)

特許法73条によれば、通常実施の場合は共有者に対し実施料の支払いが  
不要となっていることもあり、共同研究の契約交渉に時間が費やされて  
いる。法律の見直しや統一見解などで契約の柔軟化や迅速化を図るべき  
ではないか。(横山委員)

不実施補償の問題は、最近では柔軟で迅速な対応が取れてきている。一律  
の法的対応という考え方はとるべきではないのではないか。(三原委員)

共同研究契約は、技術の内容や実施権の範囲等、産業毎の特性に応じて決  
まるものであり、民間同士の契約にも余波を及ぼすような特許法への関  
与は、大学の競争力強化の観点からもすべきではないのではないか。(秋  
元委員)

共同研究、特に海外との共同研究を増やすためには、交渉能力や守秘義務、  
知的財産の取扱いなどの問題について、先行事例を作り、大学全体での  
知的財産の認識を深める必要があるのではないか。(松重委員)

マッチングファンドの重点化にあたっては、知的創造サイクルがきちんと  
回るよう、特許の共有者の間で、不実施補償も含め、知的財産の問題が  
適正に担保されたものを対象にするなどの配慮が必要ではないか。(横山  
委員)

(参考)

- (1) 大学知的財産本部やTLOを会員とする大学技術移転協議会と日本知的  
財産協会との間で「産学連携を話合う会」をこれまでに2回開催し、問題  
意識を共有するとともに、解決に向けた知識やスキルの習得を図っている。  
その中で、不実施補償に関する問題についても取り扱われている。(文部科

学省、経済産業省)

(2) 特許法第73条(共有に係る特許権)

- 「1 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。
- 2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
- 3 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。」

5. 学生の位置付け

共同研究における学生の立場は依然として大きな問題であり、発明者の権利や研究における義務関係の明確化が必要ではないか。また、学生に発明者の権利を確保させ、自立的な研究を開始できるよう体制等の整備が必要ではないか。(横山委員)

企業は、学生が研究チームにいれば安いという考えを改め、研究スタッフとしての学生の位置付けやコスト負担についての仕組みを明確化すべきではないか。(稲蔭委員)

産学連携の一層の推進のために、知的財産ポリシー等を学生を含めた学内の研究者に対して啓発を進めるとともに、学生の教育を受ける権利や研究者間の自由な交流を妨げることがないように、各大学の取組みや諸外国の状況を踏まえた検討が必要ではないか。(井上委員)

## ．優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進

### 1 ．「件数」から内容重視へ

大学を「数」、特に出願件数で評価することは、価値のない特許出願に多くの経費を費やすことになるだけであり、そうした評価は改めるべきではないか。（竹岡委員）

大学が、知的財産の活用のみを向け、基礎研究の比重が軽くなることには危惧があり、大学の研究評価は「知財」だけとにならない方法を考えるべきではないか。（秋元委員）

大学では、知財管理体制は整備され、特許の件数は増えてきたが、今後は、数から質への転換が重要であり、知的創造サイクル形成という長期的な視点での見直しが必要ではないか。（松重委員）

特許に結びつかない大量の出願の背景には、企業における「数」による研究者の評価があり、その是正が必要ではないか。（竹岡委員）

知的財産の価値評価は、単に権利化できる特許の評価ではなく、事業化に貢献できる可能性の評価が重要であるが、この場合に「量から質」の質をどうやって計るのか、知的財産の評価手法やそのための人材育成が必要ではないか。（秋元委員）

大学では権利取得から活用の段階に入り、量から質に移っていく。その際には、マネジメントで対応していかななくてはならず、効率性の観点が必要になるのではないか。（渡部委員）

### 2 ．国際特許の重視

大学は、海外の企業との共同研究を増やすためにも、国際特許が重要であることを認識し、海外出願に積極的になるべきではないか。（稲蔭委員）

海外出願の支援制度があるが、出願から6ヶ月以内という、市場価値が見

極められない段階での申請が求められており、より有効な制度整備が必要ではないか。(本田委員)

大学やTLOでは、事業化やライセンスに結びつく発明を優先して特許出願する傾向が強く、将来的に基本特許となりうるような発明に対する対応が難しいので、国が知的財産戦略を立ててサポートする体制をとるべきではないか。(本田委員)

### 3. 特許情報の活用等

研究開発を効率的、戦略的に進めるため、研究テーマの選定や研究活動において、特許データベース、パテントマップを有効に活用すべきではないか。(荒井委員)

知的財産の紛争を未然に防止するため、大学の特許調査能力の向上や支援を進めるべきではないか。また、紛争が現実起きてしまった後の対応のため、弁護士、弁理士との相談等の支援や整備を進めるべきではないか。(本田委員)

### 4. 先端技術等への対応

これまでは、単に出願や特許取得件数を評価する考え方や、逆に他者特許の使用に無配慮といった状況があったが、今後は、大学研究者に対し、特許の適正な「活用」や「円滑使用」の考え方を周知していく必要があるのではないか。(本田委員)

政府資金に基づく特許を大学間で自由に使い合うルール作りは必要だが、企業の保有特許を大学が自由に使えることについては、企業の反対が多い点に留意が必要ではないか。(三原委員)

知的財産のマネジメントの問題に取り組む場合には、単にガイドラインを作るというのではなく、それをコミュニティの中に広めることに重点を置いた設計が必要ではないか。(渡部委員)

ライフサイエンス分野における産学連携や共同研究を促進するため、リサ



ーチツール特許の使用の円滑化について早急に検討を進めるべきではないか。(秋元委員)

先端医療技術の特許保護のあり方についても、今後とも議論を進めるべきではないか。(秋元委員)

同じ特許制度でも、技術分野によって働き方が異なるため、今後どのように整理、まとめていくかが課題ではないか。(渡部委員)

コンテンツに関する技術開発、人材育成、産学連携の促進がまだ手薄であり、デザインやコンテンツの重要性を踏まえ、クリエイティブなリソースとテクノロジーとの融合系にも目を向けるべきではないか。(稲蔭委員)